

学生・保護者 各位

緊急事態宣言の発出並びに全国各地域における 新型コロナウイルス感染拡大に関する対応について

平素より、本校での新型コロナウイルス感染症対策につきまして、皆様のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

1月13日の緊急事態宣言発出並びに全国各地域での新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、県境を越える移動につきましては以下に示す事項に留意くださいますようお願いいたします。

なお、今後の政府等関係機関からの通知等により、状況に応じて変更・更新することがあります。学生・保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

【県境を越える移動についての留意事項】

緊急事態宣言の発令地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県）並びに全国各都道府県での感染拡大に伴う自治体独自の緊急事態宣言発令地域への移動については、経由する場合も含めて原則禁止といたします。

また、上記緊急事態宣言の発令地域以外への県境を越える移動については、不要不急の移動を控えることを原則として、各地域の状況等を十分確認の上、臨機に対応をお願いします。

なお、帰県後は十分な健康観察を実施し、体調不良等があれば担任もしくは学校に連絡をお願いします。

また、今後の各都道府県の感染拡大状況には、引き続き十分ご注意ください。